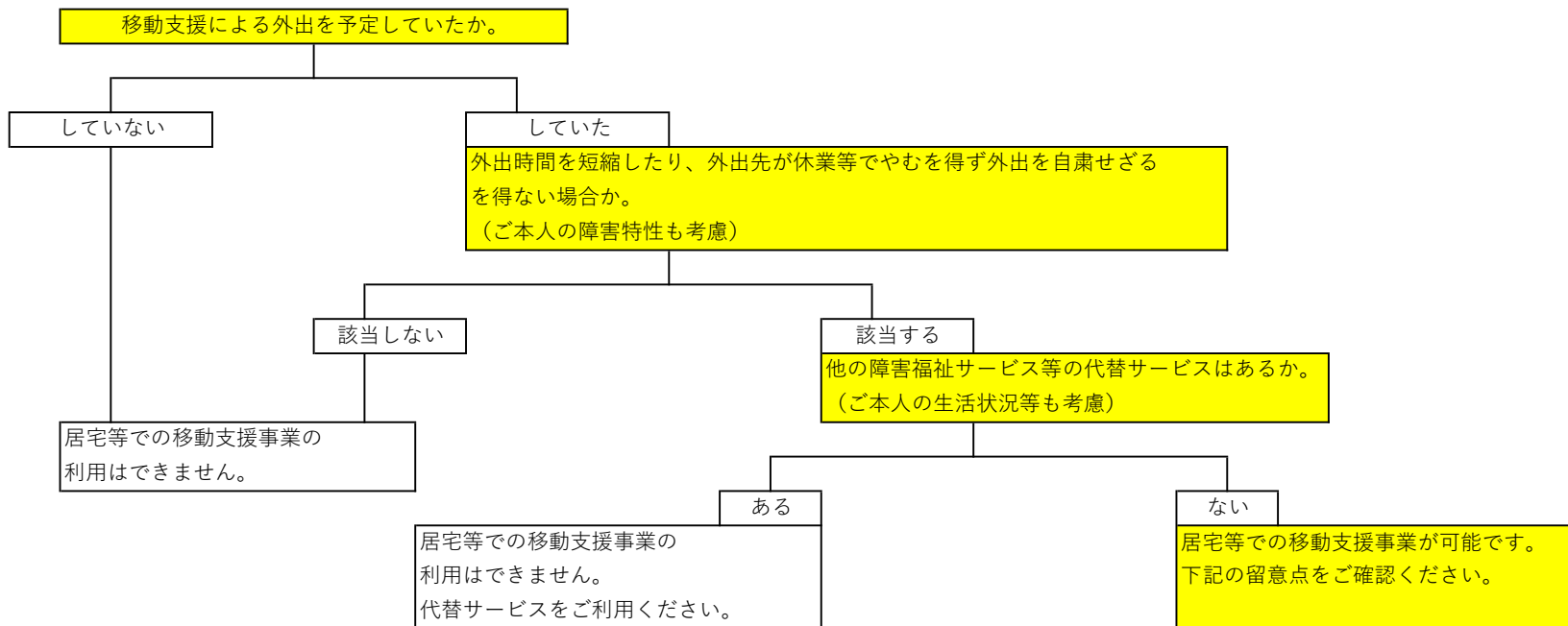


新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて

令和2年3月23日
障害福祉認定給付課



居宅等での移動支援事業実施についての留意点

- ◎ 本取扱いは、本来の移動支援事業の取扱いを変更するものではなく、**令和2年3月23日から令和2年4月12日までの間の臨時的な取扱い**となります。
(新型コロナウイルス感染症の国等の対応状況に応じて、臨時的な取扱い内容及び期間等は、変更となる場合がございます。)
- ◎ 支援時間については、移動支援事業の支給決定時間内となります。
- ◎ 居宅介護との重複利用は、認められません。
- ◎ 本取扱いにあたって、不適切な利用があった場合は、移動支援補助金の減額及び返還等を求めることがあります。
- ◎ 移動支援明細書兼サービス提供実績記録票 の記載の方法
「行き先」の欄は、「居宅、グループホーム」など支援した場所を具体的にご記入ください。
「目的など」の欄は、「飲食、TV鑑賞、談話」など具体的にご記入ください。

記入例

サービス内容	
行き先	目的など
居宅	飲食、TV鑑賞

サービス内容について、確認のため問合せすることがございます。
確認の上、算定対象外となる場合がございます。